

会長	事務局長	主事補	係

平成31年度

# 【天城町農業委員会】

## 臨時総会議事録



署名委員 勝尾 委員

署名委員 貞岡 委員

天城町農業委員会臨時総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 4 月 19 日 (月) 10:00～

2 場所 天城町役場 別館ソテツ

3 出席委員

番号	集落	氏名	番号	集落	氏名
1	与名間	前田 真智子	10	兼久	朝木 学
2	松原	中島 正博	11	兼久	平野 勝哉
3	松原	麓 福太郎	12	兼久	中磯 朋美
4	前野	富山 良一	13	瀬滝	木村 憲一郎
5	岡前	岡本 哲二	14	瀬滝	田原 廣秀
6	浅間	勝尾 真一	15	当部	岩元 聡
7	天城	貞岡 孝治	16	西阿木名	仲 公男
8	天城	貞山 博一	17	三京	若山 秀也
9	平土野	里村 清志			

4 事務局職員

番号	役職	氏名	番号	役職	氏名
1	松原	久田 安枝	2	浅間	栄 徳男

4 事務局職員

番号	役職	氏名	番号	役職	氏名
1	事務局長	上松 重友	2	主事補	政 一誠

5 参加者

番号	所属	氏名	番号	所属	氏名
1	事務局	高野 秀作			

6 会次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 議事録署名委員の指名 (勝尾委員・貞岡委員)

7 議 事

1号議案 現況証明願について

事務局 只今より天城町農業委員会臨時総会を開催致します。

会長 みなさんこんにちは。本日は一つの議案のみですが、みなさんで、深く審議していただきたいと思います。本日、久田委員と榮委員は欠席です。それでは議事に入ります。議事録署名委員の指名を致します。勝尾委員と貞岡委員を議事録署名委員にお願いします。15日の定例総会で審議いたしましたK氏の件について再度審議したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 第1号議案「現況証明願」について説明。

議長 若山委員からの説明は必要ですか。

事務局 先日の総会と同じような内容なので説明はしなくてもいいと思います。

今回、非農地証明書で審議された農地が、現況証明願で出されたということが課題であります。事務局も県農業会議と協議致しましたところ、「県農村振興課とも協議をしてください」とのことで、県農村振興課とも協議しました。

#### (農地法第3条許可後の転用、留意点について説明)

「土地を復旧させるという目的で、任意的な証明は可能かと思うが、そのような事例はない」という県農業会議の回答でしたが、農村振興課からは、「農地法3条で採決した農地なので、現況証明が発行されること自体ありえない。差し戻しを行い、元の状態にするのが先決ではないか」との回答でした。そこで、会長とも相談し、本日、臨時総会を開くこととなりました。皆さんには十分な審議をしていただきたい。

また、一昨日、現況証明書の受領のため訪れた申請人から今回の件とは別の相談があり、今回の件も含めて県農村振興課の方と改めて協議しました。別の相談とは、牛舎の件で、無断転用になっていることについてです。そのことに関しても「顛末書を書かせて転用をさせなさい」と指摘を受け、本人にも伝えております。

それも踏まえまして、皆さんの再度審議の程、おねがいます。

議長 只今、事務局が説明したとおりです。県から取下げの指導がありました。法律に則ってしないと、後々、他にも影響します。15日、定例会で現況証明書を通しましたけど、取り下げとなります。みなさんのご理解をお願いします。何か質問等はありませんか。

里村委員 4筆全部ですか。

議長 4筆すべてです。

事務局 おととい申請人が見えられたので15日の総会で現況証明書の交付が可決していますので、渡しました。先ほども説明しましたが、申請人にも県の回答についても伝えております。

仲委員 3条の取り下げはすぐできるのですか。

事務局 総会で諮らないとできません。

仲委員 3条の取り下げということは元の所有者に戻すということですか。

事務局 元の所有者に戻すということです。

仲委員 3条で返して元の所有者が農地じゃなくて原野としてあげて、それを通して地目を変えたらいいのですか。

事務局 それは、違います。まず、この土地が非農地証明（現況証明）を出せる土地なのかを判断しなければなりません。そのためには、毎年、行っている利用状況調査および利用意向調査が重要となってきます。

また、農地を採草放牧地として牛などを放牧して活用する場合は4条、5条申請で転用することができます。そして、昨年の3条申請の審議の際、土地の状況を説明し、天城町農業委員会で任意の様式を作成し添付するなどありましたが、それは、農業委員会総会で諮って決めてくださいとのことでした。

議 長 元の地主に戻してやりなおすのは可能なのか。

事 務 局 3条は可能ですが、非農地証明（現況証明）を出すことはできません。申請人が必要なのは事業を取るための非農地証明（現況証明）です。そのためには出せないということです。

（農業委員それぞれでしばらく協議後）

議 長 みなさんよろしいですか。本人に渡した「現況証明書」を撤回し、任意で「事実証明書」を出すことでよろしいですか。

中島委員 そのような証明があったら出してもいいと思います。

議 長 それでは採決に入ります。15日の総会で可決した「現況証明書」を撤回し、「事実証明書」を出すことに対し、賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。以上協議されましたが、その他ございませんか。なければ天城町農業委員会臨時総会を閉会いたします。

平成31年4月19日、天城町農業委員会規則第18条の規定によりここに署名いたします。

天城町農業委員会会長 木村 憲一郎 印

天 城 町 農 業 委 員 勝尾 真一 印

天 城 町 農 業 委 員 貞岡 孝治 印

